

屋久島生物多様性保全研究活動奨励事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 理事長は、屋久島環境文化村構想に基づき、屋久島町における生物多様性保全を図るため、屋久島生物多様性保全研究活動奨励事業を行う団体、個人等（以下「事業実施主体」という。）に対し予算の範囲内において支援金を交付するものとする。また、事業主体は必ず本事業での成果を島民に還元することとする。

(支援対象経費及び支援金額)

第2条 支援対象経費は、屋久島町内において行う生物多様性保全を図るための活動に要する経費とする。支援金額は、第3条で通知された金額内とする。

(支援金の内示)

第3条 屋久島生物多様性保全研究活動奨励事業選定委員会において事業及び予算の範囲内において支援金額を決定し、事業実施主体に支援金額を内示する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の内示を受けた事業実施主体は、第1号様式により交付申請を行う。

2 前項の支援金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

3 第1項の支援金交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

(決定の通知)

第5条 支援金の交付の決定の通知は、支援金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(支援事業の内容等の変更)

第6条 支援事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 支援金額の変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 活動内容の変更

2 支援金変更申請書は別記第5号様式によるものとし、当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

3 変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請の取り下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 支援事業の実績報告書は、第8号様式によるものとする。

2 前項の支援事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

3 第1項の支援金実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月30日とする。

(支援金の額の確定)

第9条 支援金の額の確定の通知は、支援金交付確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

(支援金の交付)

第10条 支援金の交付請求書は、第10号様式によるものとする。

2 支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額を限度額として概算払により交付することができる。

3 前項の規定による概算払申請書は、第11号様式によるものとする。

(支援金の取り消し)

第11条 理事長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な行為により支援の決定を受けたとき。
- (2) 支援金をこの事業の目的以外のことに使用したとき。
- (3) 支援の決定を受けた後、事業の遂行が困難であると理事長が認めたとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

2 理事長は、前項各号により支援金の決定を取り消した場合において、既に事業実施主体が支援金の交付を受けているときは、支援決定者に対し、支援金を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年2月23日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。